

山形地方最低賃金審議会

【第6回】

期 日 令和4年3月17日（木）

場 所 山形労働局大会議室

山 形 労 働 局

令和3年度 山形地方最低賃金審議会（第6回）議事次第

1 開 会

2 議 事

(1) 令和4年度 特定(産業別)最低賃金の金額改正に関わる意向表明について

(2) 次年度の山形地方最低賃金審議会開催日程について

3 そ の 他

4 閉 会

資 料 目 次

- 1 山形地方最低賃金審議会委員名簿（第52期）
- 2 審議会開催状況及び改正状況関係
 - 2-1 令和3年度 山形地方最低賃金審議会開催状況
 - 2-2 令和3年度 最低賃金改正決定状況（山形労働局）
 - 2-3 令和3年度 全国の地域別最低賃金改定状況
 - 2-4 令和3年度 特定（産業別）最低賃金審議結果（全国）
 - 2-5 令和3年度 特定（産業別）最低賃金の審議・決定状況【全国全産業】
- 3 特定（産業別）最低賃金の金額改正に関わる意向表明（写）
 - 3-1 「山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金」の金額改正に関わる意向表明（写）
 - 3-2 「山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の金額改正に関わる意向表明（写）
 - 3-3 「山形県自動車・同附属品製造業最低賃金」の金額改正に関わる意向表明（写）
 - 3-4 「山形県自動車整備業最低賃金」の金額改正に関わる意向表明（写）
- 4 特定（産業別）最低賃金適用事業所数及び適用労働者数（R3.12.1現在）
- 5 令和4年度 山形地方最低賃金審議会日程関係
 - 5-1 令和4年度 山形地方最低賃金審議会日程（素案）
 - 5-2 令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表
（①地域別最低賃金の場合 ②特定最低賃金の場合）
- 6 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業の実施状況（山形労働局）
- 7 令和4年4月以降の雇用調整助成金の特例措置等について
（厚生労働省プレスリリース）
- 8 山形県の最低賃金周知用リーフレット（山形労働局作成）
- 9 最低賃金制度周知用パンフレット（厚生労働省作成）
- 10 業務改善助成金リーフレット

山形地方最低賃金審議会委員名簿（第52期）

（令和4年2月8日現在）

区分	氏名	現職
公益代表	押野 正徳	公認会計士
	○ コーエンズ久美子	山形大学教授
	本間 佳子	弁護士
	丸山 政己	山形大学准教授
	◎ 村山 永	弁護士
労働者代表	大類 亜季	山形トヨタ自動車労働組合 執行委員
	小川 修平	連合山形 副事務局長
	柿崎 隆英	電機連合 山形議長
	長瀬 久子	UAゼンセン おーばん労働組合 執行委員
	長谷部 泰晴	UAゼンセン山形県支部 運営評議会議長
使用者代表	岩田 雅史	山形商工会議所 専務理事
	太田 宏明	山形県商工会連合会 専務理事
	大沼 拓雄	(株)ハッピージャパン 取締役総務企画部長
	加藤 祐悦	山形県中小企業団体中央会 副会長兼専務理事
	丹 哲人	(一社)山形県経営者協会 専務理事
任命年月日：令和3年4月1日（任期：2年） 労働者代表柿崎委員は、令和3年12月1日発令 使用者代表大沼委員は、令和4年2月8日発令		

◇ 委員の配列は五十音順による。（◎ 会長 ○ 会長代理）

令和3年度 山形地方最低賃金審議会開催状況

回数	本 審		地域最賃専門部会		特 定 最 賃 専 門 部 会							
					一般機械機器製造業		電気機械器具製造業		自動車・附属品製造業		自動車整備業	
	月日	審議事項	月日	審議事項	月日	審議事項	月日	審議事項	月日	審議事項	月日	審議事項
1	6/23	運営規程確認 地域最賃改正諮問 審議日程協議 専門部会設置	7/20	部会長選出 運営規程確認 専門部会審議日程 改正金額審議	9/28	部会長選出 運営規程確認 基礎調査結果報告 審議日程協議	9/28	部会長選出 運営規程確認 基礎調査結果報告 審議日程協議	9/28	部会長選出 運営規程確認 基礎調査結果報告 審議日程協議	9/28	部会長選出 運営規程確認 基礎調査結果報告 審議日程協議
2	7/26	参考人意見聴取 目安伝達 最賃基礎調査結果説明	7/27	改正金額審議	9/29	改正金額審議	9/29	改正金額審議	10/6	改正金額審議	10/5	改正金額審議
3	8/6	地域最賃部会報告 地域最賃改正答申 特賃必要性有無諮問 特賃必要性有無審議	7/28	改正金額審議	10/8	改正金額審議	10/12	改正金額審議	10/11	改正金額審議	10/11	改正金額審議
4	8/24	地域最賃異議諮問 地域最賃異議審議 地域最賃異議答申 特賃必要性有無答申 特賃金額改正諮問 特賃専門部会設置	7/30	改正金額審議	10/18	改正金額審議 (部会結審)	10/20	改正金額審議 (部会結審)	10/22	改正金額審議 (部会結審)	10/19	改正金額審議 (部会結審)
5	10/25	特賃改正部会報告 特賃金額改正答申	8/2	改正金額審議								
6	3/17	特賃申出意向表明 次年度審議会日程 特賃適用事業所・労働者数報告	8/4	改正金額審議								
7			8/6	改正金額審議 (部会結審)								

令和3年度 最低賃金改正決定状況

山形労働局

件名	必要性 諮問月日	金額改正 諮問月日	専門部会 結審日	専門部会 採決状況	専門部会 開催回数	本 審 結審日	本 審 採決状況	改正前 時間額	改 正 時間額	引上げ額	引上げ率	効力発生日	適 用 労働者数	適 用 使用者数
山形県最低賃金	---	6月23日	8月6日	●	7回	8月6日	●	793	822	+29	3.66%	法 10月2日	411,800	37,509
ポンプ・圧縮機器、一般 産業用機械・装置等製造 業（略称）	8月6日	8月24日	10月18日	○	4回	10月25日	○	862	888	+26	3.02%	指 12月25日	2,350	69
電子部品・デバイス・電 子回路等製造業（略称）	8月6日	8月24日	10月20日	○	4回	10月25日	○	846	872	+26	3.07%	指 12月25日	16,220	324
自動車・同附属品製造業	8月6日	8月24日	10月22日	●	4回	10月25日	●	861	888	+27	3.14%	指 12月25日	4,910	106
自動車整備業	8月6日	8月24日	10月19日	○	4回	10月25日	○	865	892	+27	3.12%	指 12月25日	3,240	1,014

【注】採決状況 ○：全会一致 ●：使用者側反対
 特定最賃の専門部会開催回数には、合同部会を含む。

(※) 効力発生日の「法」は、法定発効日。「指」は指定発効日。
 (※) 適用労働者数及び適用使用者数：「令和3年度 最低賃金決定要覧」より

令和3年度 全国の地域別最低賃金改定状況

ランク	都道府県名	答申金額	前年度決定額	引上額	目安比較	結審状況	発効年月日
C	北海道	889円	861円	28円	0	●	令和3年10月1日
D	青森	822円	793円	29円	+1	●	令和3年10月6日
D	岩手	821円	793円	28円	0	●	令和3年10月2日
C	宮城	853円	825円	28円	0	●	令和3年10月1日
D	秋田	822円	792円	30円	+2	●	令和3年10月1日
D	山形	822円	793円	29円	+1	●	令和3年10月2日
D	福島	828円	800円	28円	0	○	令和3年10月1日
B	茨城	879円	851円	28円	0	○	令和3年10月1日
B	栃木	882円	854円	28円	0	●	令和3年10月1日
C	群馬	865円	837円	28円	0	●	令和3年10月2日
A	埼玉	956円	928円	28円	0	○	令和3年10月1日
A	千葉	953円	925円	28円	0	○	令和3年10月1日
A	東京	1,041円	1,013円	28円	0	■	令和3年10月1日
A	神奈川	1,040円	1,012円	28円	0	●	令和3年10月1日
C	新潟	859円	831円	28円	0	●	令和3年10月1日
B	富山	877円	849円	28円	0	●	令和3年10月1日
C	石川	861円	833円	28円	0	○	令和3年10月7日
C	福井	858円	830円	28円	0	●	令和3年10月1日
B	山梨	866円	838円	28円	0	●	令和3年10月1日
B	長野	877円	849円	28円	0	●	令和3年10月1日
C	岐阜	880円	852円	28円	0	●	令和3年10月1日
B	静岡	913円	885円	28円	0	●	令和3年10月2日
A	愛知	955円	927円	28円	0	●	令和3年10月1日
B	三重	902円	874円	28円	0	●	令和3年10月1日
B	滋賀	896円	868円	28円	0	●	令和3年10月1日
B	京都	937円	909円	28円	0	●	令和3年10月1日
A	大阪	992円	964円	28円	0	●	令和3年10月1日
B	兵庫	928円	900円	28円	0	●	令和3年10月1日
C	奈良	866円	838円	28円	0	●	令和3年10月1日
C	和歌山	859円	831円	28円	0	●	令和3年10月1日
D	鳥取	821円	792円	29円	+1	●	令和3年10月6日
D	島根	824円	792円	32円	+4	○	令和3年10月2日
C	岡山	862円	834円	28円	0	●	令和3年10月2日
B	広島	899円	871円	28円	0	●	令和3年10月1日
C	山口	857円	829円	28円	0	●	令和3年10月1日
C	徳島	824円	796円	28円	0	●	令和3年10月1日
C	香川	848円	820円	28円	0	●	令和3年10月1日
D	愛媛	821円	793円	28円	0	●	令和3年10月1日
D	高知	820円	792円	28円	0	●	令和3年10月2日
C	福岡	870円	842円	28円	0	●	令和3年10月1日
D	佐賀	821円	792円	29円	+1	▲	令和3年10月6日
D	長崎	821円	793円	28円	0	●	令和3年10月2日
D	熊本	821円	793円	28円	0	●	令和3年10月1日
D	大分	822円	792円	30円	+2	●	令和3年10月6日
D	宮崎	821円	793円	28円	0	●	令和3年10月6日
D	鹿児島	821円	793円	28円	0	●	令和3年10月2日
D	沖縄	820円	792円	28円	0	▲	令和3年10月8日
全国加重平均額		930円	902円	28円	-	-	-

結審状況欄 ○:全会一致 ●:使用者側反対 ○:使用者側一部反対 ▲:労働者側反対 ■:使用者側一部退席

令和3年度 特定(産業別)最低賃金審議結果(全国)

1 意向表明・必要性答申状況

	件数	備考
業種(全国)	237	既存226件、新設11件
内、意向表明	215	改正204件、新設11件
内、必要性有答申	161	※新設11件の内で必要性有答申0件

2 審議状況(必要性有答申の161業種)

部会採決状況	件数	割合	備考
○ (全会一致)	137	85.09%	
● (使側反対)	13	8.07%	
◐ (使側一部反対)	1	0.62%	
▲ (労側反対)	7	4.35%	
△ (労側一部反対)	1	0.62%	
■ (使側全員退席)	1	0.62%	
その他	1	0.62%	公・使側全員賛成、労側全員棄権
計	161	100.0%	

3 引上げ額の特性値(必要性有答申の161業種)

最 小	0円	岐阜(輸送機械(航))
第1・4分位数	20円	
中位数	25円	
第3・4分位数	27円	
最 大	32円	島根(鉄鋼、一般機械、輸送機械、自動車(新車)小売)
平均値(単純平均)	23円	

4 地賃額比の特性値(必要性有答申の161業種)

最 小	100.1%	大阪(非鉄金属、自動車小売)、京都(各種商品小売)、香川(食品)、愛媛(各種商品小売)、佐賀(陶磁器)
第1・4分位数	103.1%	
中位数	106.1%	
第3・4分位数	108.9%	
最 大	119.3%	大分(鉄鋼)
平均値(単純平均)	106.2%	

(参考)山形県特定最賃の地賃額比

一般機械	108.0%	(888円/822円)
電気機械	106.1%	(872円/822円)
自動車・部品	108.0%	(888円/822円)
自動車整備	108.5%	(892円/822円)

令和3年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別最賃	項番	業種	改定前額	改定前額	改定額	引上げ額	申出	申出種別	申出日	必要性 諮問日	必要性 答申日	必要性 有・無	部会 結審	採決 状況	6条5項 適用	本審 結審	採決 状況	官報 公示日	効力 発生日		
				日額	時間額	時間額	時間額															
北海道	889	1	食品	-	893	922	+29	改正	公正	7/12	7/19	8/5	有	10/5	○	-	有	-	-	11/4	12/4	
		2	鉄鋼	-	967	979	+12	改正	協約	7/1	7/19	8/5	有	9/30	○	-	有	-	-	10/29	12/1	
		3	電気機械	-	895	924	+29	改正	協約	6/24	7/19	8/5	有	10/4	○	-	有	-	-	11/2	12/2	
		4	船舶製造	-	889	917	+28	改正	協約	7/7	7/19	8/5	有	10/11	○	-	有	-	-	11/10	12/10	
青森	822	5	鉄鋼	-	903	929	+26	改正	協約	7/16	8/10	9/15	有	9/27	○	-	無	10/12	○	-	11/11	12/21
		6	電気機械	-	833	859	+26	改正	公正	7/16	8/10	9/15	有	9/29	○	-	無	10/12	○	-	11/11	12/21
		7	各種商品小売	-	825	852	+27	改正	公正	7/16	8/10	9/15	有	10/4	○	-	無	10/12	○	-	11/11	12/21
		8	自動車小売	-	864	890	+26	改正	公正	7/16	8/10	9/15	有	10/5	○	-	無	10/12	○	-	11/11	12/21
岩手	821	9	鉄鋼・金属製品	-	852	878	+26	改正	協約	7/21	8/6	8/24	有	10/27	▲	-	無	10/28	▲	-	11/29	12/29
		10	光学機械器具	-	829	856	+27	改正	公正	7/28	8/6	8/24	有	10/22	○	-	無	10/28	○	-	11/29	12/29
		11	電気機械	-	820	847	+27	改正	公正	7/28	8/6	8/24	有	10/22	○	-	無	10/28	○	-	11/29	12/29
		12	百貨店	-	800	-	-	改正	公正	7/30	8/6	8/24	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		13	各種商品小売	-	767	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		14	自動車小売	-	863	879	+16	改正	公正	7/30	8/6	8/24	有	10/19	○	-	無	10/28	○	-	11/29	12/29
宮城	853	15	鉄鋼	-	925	953	+28	改正	協約	7/12	7/20	8/23	有	10/8	○	-	有	-	-	11/9	12/15	
		16	電気機械	-	864	890	+26	改正	公正	7/12	7/20	8/23	有	10/12	○	-	有	-	-	11/11	12/15	
		17	自動車小売	-	891	918	+27	改正	公正	7/12	7/20	8/23	有	10/11	○	-	有	-	-	11/10	12/15	
秋田	822	18	非鉄金属	-	895	910	+15	改正	協約	6/25	8/5	8/23	有	10/12	○	-	有	-	-	11/18	12/24	
		19	電気機械	-	836	861	+25	改正	協約	7/20	8/5	8/23	有	10/20	○	-	有	-	-	11/18	12/24	
		20	輸送機械	-	877	907	+30	改正	協約	7/27	8/5	8/23	有	9/29	○	-	有	-	-	11/18	12/24	
		21	自動車小売	-	864	869	+5	改正	協約	7/27	8/5	8/23	有	10/1	○	-	有	-	-	11/18	12/24	
山形	822	22	一般機械	-	862	888	+26	改正	公正	7/26	8/6	8/24	有	10/18	○	-	無	10/25	○	-	11/24	12/25
		23	電気機械	-	846	872	+26	改正	公正	7/26	8/6	8/24	有	10/20	○	-	無	10/25	○	-	11/24	12/25
		24	輸送機械	-	861	888	+27	改正	公正	7/26	8/6	8/24	有	10/22	●	-	無	10/25	●	-	11/24	12/25
		25	自動車整備	-	865	892	+27	改正	公正	7/26	8/6	8/24	有	10/19	○	-	無	10/25	○	-	11/24	12/25
福島	828	26	非鉄金属	-	866	886	+20	改正	協約	7/16	7/26	8/5	有	10/21	●	-	無	11/15	●	-	12/14	1/13
		27	精密機械	-	868	889	+21	改正	公正	7/16	7/26	8/5	有	10/22	●	-	無	11/15	●	-	12/14	1/13
		28	電気機械	-	834	856	+22	改正	公正	7/16	7/26	8/5	有	10/26	●	-	無	11/15	●	-	12/14	1/13
		29	輸送機械	-	870	890	+20	改正	協約	7/16	7/26	8/5	有	10/14	■	-	無	11/15	●	-	12/14	1/13
		30	自動車小売	-	868	894	+26	改正	公正	7/16	7/26	8/5	有	10/25	○	-	有	-	-	11/24	12/24	
茨城	879	31	鉄鋼	-	945	975	+30	改正	協約	7/28	8/5	9/6	有	10/15	○	-	有	-	-	11/16	12/31	
		32	一般機械	-	907	935	+28	改正	協約	7/6	8/5	9/6	有	10/19	●	-	無	10/26	●	-	11/25	12/31
		33	電気・精密機械	-	904	932	+28	改正	協約	7/5	8/5	9/6	有	10/21	○	-	有	-	-	11/19	12/31	
		34	各種商品小売	-	874	881	+7	改正	協約	7/19	8/5	9/6	有	10/19	○	-	有	-	-	11/18	12/31	
栃木	882	35	塗料	-	965	992	+27	改正	協約	7/19	8/5	8/23	有	10/25	○	-	有	-	-	11/24	12/31	
		36	一般機械	-	913	939	+26	改正	公正	7/1	8/5	8/23	有	10/26	○	-	有	-	-	11/25	12/31	
		37	精密機械	-	912	940	+28	改正	公正	7/1	8/5	8/23	有	10/21	○	-	有	-	-	11/19	12/31	
		38	電気機械	-	913	940	+27	改正	協約	7/7	8/5	8/23	有	10/15	●	-	無	10/28	●	-	11/29	12/31
		39	輸送機械	-	920	947	+27	改正	協約	7/15	8/5	8/23	有	10/19	○	-	有	-	-	11/18	12/31	
		40	各種商品小売	-	874	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
群馬	865	41	鉄鋼	-	921	946	+25	改正	協約	7/21	7/29	8/6	有	10/28	○	-	有	-	-	11/29	12/29	
		42	一般機械	-	910	935	+25	改正	公正	7/21	7/29	8/6	有	10/22	○	-	有	-	-	11/29	12/29	
		43	電気機械	-	910	935	+25	改正	公正	7/21	7/29	8/6	有	10/19	○	-	有	-	-	11/29	12/29	
		44	輸送機械	-	910	935	+25	改正	公正	7/21	7/29	8/6	有	10/19	○	-	有	-	-	11/29	12/29	
埼玉	956	45	非鉄金属	-	948	974	+26	改正	協約	7/14	7/27	8/2	有	9/27	○	-	無	9/30	○	-	10/28	12/1
		46	電気機械	-	954	981	+27	改正	協約	7/14	7/27	8/2	有	9/17	○	-	無	9/30	○	-	10/28	12/1
		47	輸送機械	-	966	990	+24	改正	協約	7/14	7/27	8/2	有	9/15	○	-	無	9/30	○	-	10/28	12/1
		48	光学機械器具	-	963	990	+27	改正	協約	7/14	7/27	8/2	有	9/27	○	-	無	9/30	○	-	10/28	12/1
		49	各種商品小売	-	849	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		50	自動車小売	-	962	988	+26	改正	公正	7/14	7/27	8/2	有	9/22	○	-	無	9/30	○	-	10/28	12/1
千葉	953	51	食品	-	889	-	-	改正	公正	6/10	8/2	8/23	無	-	-	-	-	-	-	-	-	
		52	鉄鋼	-	995	1,023	+28	改正	協約	6/16	8/2	8/23	有	9/29	○	-	有	-	-	10/28	12/25	
		53	一般機械	-	922	-	-	改正	公正	6/23	8/2	8/23	無	-	-	-	-	-	-	-	-	
		54	精密機械	-	887	-	-	改正	公正	6/23	8/2	8/23	無	-	-	-	-	-	-	-	-	
		55	電気機械	-	954	981	+27	改正	協約	6/14	8/2	8/23	有	10/6	○	-	有	-	-	11/5	12/25	
		56	各種商品小売	-	848	-	-	改正	協約	6/14	8/2	8/23	無	-	-	-	-	-	-	-	-	
		57	自動車(新車)小売	-	922	-	-	改正	公正	6/18	8/2	8/23	無	-	-	-	-	-	-	-	-	
		新設	千葉県百貨店・総合スーパー	-	新設	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		新設	千葉県各種食料品小売業	-	新設	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
東京	1041	58	鉄鋼	-	871	-	-	改正	協約	7/29	8/10	11/19	無	-	-	-	-	-	-	-		
		59	一般機械	-	832	-	-	改正	協約	7/29	8/10	11/19	無	-	-	-	-	-	-	-		
		60	電気機械①	-	829	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		61	輸送機械	-	838	-	-	改正	協約	7/29	8/10	11/19	無	-	-	-	-	-	-	-		
		新設	電気・情報通信機械器具製造業	-	新設	-	-	改正	協約	7/29	8/10	11/19	無	-	-	-	-	-	-	-		
		新設	東京都一般貨物自動車運送業	-	新設	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
神奈川	1,040	62	塗料	-	894	-	-	改正	協約	7/26	7/30	12/9	無	-	-	-	-	-	-	-		
		63	鉄鋼	-	874	-	-	改正	協約	7/26	7/30	12/9	無	-	-	-	-	-	-	-		
		64	電線・ケーブル①	-	821	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		65	一般機械①	-	857	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		66	電気機械①	-	890	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		67	自動車製造①	-	855	-	-	無														

令和3年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別最賃	項番	業種	改定前額	改定前額	改定額	引上げ額	申出	申出種別	申出日	必要性 諮問日	必要性 答申日	必要性 有・無	部会 結審	採決 状況	6条5項 適用	本審 結審	採決 状況	官報 公示日	効力 発生日		
				日額	時間額	時間額	時間額															
新潟	潟	69	電気機械	-	910	936	+26	改正	協約	6/24	7/27	7/27	有	10/26	○	-	有	-	-	11/25	12/25	
		70	各種商品小売	-	842	-	-	改正	公正	6/24	7/27	12/24	無	11/30	-	-	無	12/24	-	-	-	-
		71	自動車(新車)小売	-	920	936	+16	改正	公正	7/15	7/27	7/27	有	11/1	○	-	有	-	-	12/1	12/31	
富山	山	72	非鉄金属・金属製品	-	781	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		73	一般機械・輸送機械	-	912	934	+22	改正	協約	7/13	8/5	8/23	有	10/25	○	-	有	-	-	11/24	12/24	
		74	電気機械	-	851	879	+28	改正	協約	6/21	8/5	8/23	有	10/25	○	-	有	-	-	11/24	12/24	
		75	百貨店	-	865	890	+25	改正	協約	7/12	8/5	8/23	有	10/27	○	-	有	-	-	11/26	12/26	
		76	自動車小売	-	769	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石川	川	77	繊維	-	782	-	-	改正	協約	7/19	8/27	8/27	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		78	金属製品	6,102	763	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		79	金属製品、一般機械、電気機器	-	922	946	+24	改正	公正	7/29	8/27	8/27	有	10/25	○	-	有	-	-	11/24	12/31	
		80	電気機械	-	870	896	+26	改正	協約	7/1	8/27	8/27	有	10/18	○	-	有	-	-	11/17	12/31	
		81	輸送機械	-	922	946	+24	改正	協約	7/29	8/27	8/27	有	10/25	○	-	有	-	-	11/24	12/31	
		82	百貨店	-	865	890	+25	改正	協約	7/19	8/27	8/27	有	10/19	○	-	有	-	-	11/18	12/31	
福井	井	83	繊維	-	830	-	-	改正	協約	7/21	8/5	8/23	無	-	-	-	-	-	-	-	-	
		84	一般機械	-	874	-	-	改正	協約	7/21	8/5	8/23	無	-	-	-	-	-	-	-	-	
		85	電気機械	-	857	-	-	改正	協約	7/21	8/5	8/23	無	-	-	-	-	-	-	-	-	
		87	百貨店	-	840	-	-	改正	協約	7/21	8/5	8/23	無	-	-	-	-	-	-	-	-	
山梨	梨	88	電気機械	-	914	934	+20	改正	公正	7/26	7/29	8/23	有	10/14	○	-	有	-	-	11/15	12/15	
		89	輸送機械	-	919	938	+19	改正	協約	7/26	7/29	8/23	有	10/12	○	-	有	-	-	11/11	12/11	
長野	野	90	印刷製版	-	850	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		91	一般機械・輸送機械	-	905	927	+22	改正	公正	7/30	8/5	8/23	有	10/15	○	-	有	-	-	11/16	12/16	
		92	精密機械・電気機械	-	894	916	+22	改正	公正	7/30	8/5	8/23	有	10/22	▲	-	無	10/28	※1	11/29	12/29	
		93	各種商品小売	-	857	879	+22	改正	協約	7/30	8/5	8/23	有	10/25	○	-	有	-	-	11/24	12/31	
岐阜	阜	94	電気機械	-	887	907	+20	改正	協約	7/5	7/30	8/20	有	10/14	○	-	有	-	-	11/16	12/21	
		95	輸送機械(自)	-	932	951	+19	改正	協約	7/5	7/30	8/20	有	10/11	○	-	有	-	-	11/11	12/21	
		96	輸送機械(航)	-	971	971	±0	改正	協約	7/5	7/30	8/20	有	10/15	○	-	有	-	-	-	-	
静岡	岡	97	製紙	-	786	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		98	ゴム	-	897	915	+18	改正	公正	7/2	7/30	8/6	有	10/11	○	-	有	-	-	11/19	12/20	
		99	鉄鋼、非鉄金属	-	935	954	+19	改正	公正	7/2	7/30	8/6	有	10/12	○	-	有	-	-	11/19	12/20	
		100	一般機械・輸送機械	-	951	970	+19	改正	協約	7/2	7/30	8/6	有	10/15	▲	-	無	10/20	▲	11/19	12/20	
		101	電気機械	-	920	939	+19	改正	協約	7/2	7/30	8/6	有	10/13	○	-	有	-	-	11/19	12/20	
		102	各種商品小売	-	886	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛知	知	103	繊維	-	732	-	-	改正	協約	6/24	7/1	8/5	無	-	-	-	-	-	-	-	-	
		104	鉄鋼	-	976	996	+20	改正	協約	6/24	7/1	8/5	有	9/30	○	-	無	10/14	○	11/16	12/16	
		105	一般機械	-	948	968	+20	改正	協約	6/24	7/1	8/5	有	9/29	▲	-	無	10/14	▲	11/16	12/16	
		106	精密機械	-	875	-	-	改正	協約	6/24	7/1	8/5	無	-	-	-	-	-	-	-	-	
		107	電気機械	-	901	-	-	改正	協約	6/24	7/1	8/5	無	-	-	-	-	-	-	-	-	
		108	輸送機械	-	957	976	+19	改正	協約	6/24	7/1	8/5	有	10/1	○	-	無	10/14	○	11/16	12/16	
		109	各種商品小売	-	847	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		110	自動車(新車)小売①	-	800	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		111	自動車(新車)小売②	-	943	-	-	改正	協約	6/24	7/1	8/5	無	-	-	-	-	-	-	-	-	
		新設	百貨店・総合スーパー	-	新設	-	-	新設	協約	6/24	7/1	8/5	無	-	-	-	-	-	-	-	-	
三重	重	112	窯業	-	901	923	+22	改正	協約	7/2	7/13	8/5	有	10/19	●	-	無	10/21	●	11/19	12/21	
		113	鉄鋼	5,907	739	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		114	電線・ケーブル	-	921	942	+21	改正	協約	7/7	7/13	8/5	有	10/19	●	-	無	10/21	●	11/19	12/21	
		115	金属製品	-	843	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		116	一般機械	-	762	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		117	電気機械	-	906	927	+21	改正	協約	7/8	7/13	8/5	有	10/20	▲	-	無	10/21	▲	11/19	12/21	
		118	輸送機械	-	942	962	+20	改正	協約	6/25	7/13	8/5	有	10/18	●	-	無	10/21	●	11/19	12/21	
滋賀	賀	119	繊維	-	789	-	-	改正	協約	7/12	8/4	8/23	無	-	-	-	-	-	-	-		
		120	窯業	-	924	942	+18	改正	公正	7/12	8/4	8/23	有	10/21	○	-	無	10/29	○	11/30	12/30	
		121	一般機械	-	933	953	+20	改正	公正	7/12	8/4	8/23	有	10/18	○	-	無	10/29	○	11/30	12/30	
		122	精密機械・電気機械	-	917	939	+22	改正	協約	7/12	8/4	8/23	有	10/25	○	-	無	10/29	○	11/30	12/30	
		123	輸送機械	-	936	957	+21	改正	公正	7/12	8/4	8/23	有	10/20	○	-	無	10/29	○	11/30	12/30	
		124	各種商品小売	-	840	-	-	改正	公正	7/12	8/4	8/23	無	-	-	-	-	-	-	-		
京都	都	125	印刷	-	765	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		126	金属製品	-	933	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		127	一般機械	-	822	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		128	電気機械	-	936	957	+21	改正	協約	7/15	7/20	8/26	有	10/25	○	-	無	11/26	○	12/27	1/26	
		129	輸送機械	-	947	968	+21	改正	協約	7/15	7/20	8/26	有	11/8	○	-	無	11/26	○	12/27	1/26	
		130	各種商品小売	-	910	938	+28	改正	協約	7/15	7/20	8/26	有	11/10	○	-	無	11/26	○	12/27	1/26	
		132	自動車(新車)小売	-	911	939	+28	改正	公正	7/15	7/20	8/26	有	11/12	○	-	無	11/26	○	12/27	1/26	
大阪	阪	133	塗料	-	971	1,000	+29	改正	協約	6/29	7/6	9/6	有	9/27	○	-	有	-	-	10/29	12/1	
		134	鉄鋼	-	968	996	+28	改正	協約	6/29	7/6	9/7	有	9/27	●	-	無	11/24	●	12/23	1/22	
		135	非鉄金属	-	965	993	+28	改正	協約	6/29	7/6	9/9	有	9/29	○	-	有	-	-	10/29	12/1	
		136	一般機械・輸送機械	-	968	997	+29	改正	協約	6/29	7/6	8/30	有	9/15	○	-	有	-	-	10/29	12/1	
		137	電気機械	-	966	994	+28	改正	協約	6/29	7/6	8/31	有	9/16	○	-	有	-	-	10/29	12/1	
		138	輸送機械(自)	-	970	998	+28	改正	協約	6/29	7/6	9/1	有	9/24	○	-	有	-	-	10/29	12/1	
		139	自動車小売	-	965	993	+28	改正	協約	6/29	7/6	9/3	有	9/24	○	-	有	-	-	10/29	12/1	

令和3年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別最賃	項番	業種	改定前額	改定前額	改定額	引上げ額	申出	申出種別	申出日	必要性 諮問日	必要性 答申日	必要性 有・無	部会 結審	採決 状況	6条5項 適用	本審 結審	採決 状況	官報 公示日	効力 発生日			
				日額	時間額	時間額	時間額																
兵 庫	928	140	繊維	-	800	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		141	塗料	-	973	995	+22	改正	協約	7/5	7/16	8/19	有	9/27	○	-	有	-	-	-	10/26	12/1	
		142	鉄鋼	-	964	992	+28	改正	協約	7/5	7/16	8/30	有	9/29	○	-	有	-	-	-	10/28	12/1	
		143	一般機械	-	944	960	+16	改正	公正	7/7	7/16	8/25	有	9/28	○	-	有	-	-	-	10/27	12/1	
		144	精密機械	-	903	931	+28	改正	協約	7/7	7/16	8/27	有	9/21	○	-	有	-	-	-	10/20	12/1	
		145	電気機械	-	902	930	+28	改正	協約	7/5	7/16	8/20	有	9/17	○	-	有	-	-	-	10/18	12/1	
		146	輸送機械	-	978	1,002	+24	改正	協約	7/5	7/16	8/30	有	9/29	○	-	有	-	-	-	10/28	12/1	
		147	各種商品小売	-	797	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		148	自動車小売	-	901	930	+29	改正	協約	7/12	7/16	9/6	有	9/22	○	-	有	-	-	-	10/21	12/1	
奈 良	866	149	一般機械	-	898	905	+7	改正	協約	7/6	7/19	8/5	有	10/14	○	-	無	10/28	○	-	11/29	12/29	
		150	電気機械	-	883	891	+8	改正	協約	7/6	7/19	8/5	有	10/15	○	-	無	10/28	○	-	11/29	12/29	
		151	自動車小売	-	885	892	+7	改正	協約	7/6	7/19	8/5	有	10/12	○	-	無	10/28	○	-	11/29	12/29	
		152	木材	6,527	816	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
和 歌 山	859	153	鉄鋼	-	949	977	+28	改正	協約	7/16	7/27	8/23	有	10/18	○	-	有	-	-	-	11/18	12/30	
		154	百貨店	-	851	869	+18	改正	公正	6/25	7/27	8/23	有	10/25	○	-	有	-	-	-	11/24	12/30	
		新設	百貨店、総合スーパー、各種食料品小売	-	新設	-	-	新設	公正	6/25	7/27	8/23	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鳥 取	821	155	電気機械	-	809	825	+16	改正	協約	7/16	7/21	9/16	有	10/18	○	-	有	-	-	-	11/17	12/17	
		156	各種商品小売	-	718	-	-	改正	協約	7/9	7/21	9/16	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
島 根	824	157	鉄鋼	-	922	954	+32	改正	公正	7/16	8/24	8/24	有	9/28	○	-	有	-	-	-	10/27	11/26	
		158	一般機械	-	898	930	+32	改正	公正	7/16	8/24	8/24	有	10/7	○	-	有	-	-	-	11/8	12/8	
		159	電気機械	-	825	853	+28	改正	公正	7/16	8/24	8/24	有	10/27	○	-	有	-	-	-	11/26	12/26	
		160	輸送機械	-	887	919	+32	改正	公正	7/16	8/24	8/24	有	10/28	○	-	有	-	-	-	11/29	12/29	
		161	百貨店	-	750	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		162	自動車(新車)小売	-	872	904	+32	改正	協約	7/16	8/24	8/24	有	10/25	○	-	有	-	-	-	11/24	12/24	
岡 山	862	163	窯業(耐火物)	-	924	940	+16	改正	公正	6/21	7/2	10/8	有	11/8	○	-	有	-	-	-	12/8	1/7	
		164	鉄鋼	-	962	985	+23	改正	協約	6/21	7/2	10/1	有	11/4	○	-	有	-	-	-	12/6	1/5	
		165	一般機械	-	934	952	+18	改正	公正	6/21	7/2	10/19	有	11/16	●	-	無	12/8	●	-	1/13	2/12	
		166	電気機械	-	878	904	+26	改正	公正	6/21	7/2	10/5	有	11/9	○	-	有	-	-	-	12/8	1/7	
		167	輸送機械(自)	-	921	936	+15	改正	公正	6/21	7/2	10/6	有	11/4	○	-	有	-	-	-	12/6	1/5	
		168	輸送機械(船)	-	954	980	+26	改正	協約	6/21	7/2	9/28	有	11/10	○	-	有	-	-	-	12/9	1/8	
		169	各種商品小売	-	880	893	+13	改正	公正	6/21	7/2	10/6	有	11/19	○	-	有	-	-	-	12/20	1/19	
広 島	899	170	鉄鋼	-	970	995	+25	改正	協約	6/17	8/5	8/5	有	10/26	○	-	無	11/1	○	-	12/1	12/31	
		171	金属製品	-	923	944	+21	改正	公正	6/17	8/5	8/5	有	10/27	○	-	無	11/1	○	-	12/1	12/31	
		172	一般機械	-	935	958	+23	改正	公正	6/17	8/5	8/5	有	10/28	○	-	無	11/1	○	-	12/1	12/31	
		173	電気機械	-	897	924	+27	改正	協約	6/17	8/5	8/5	有	10/25	○	-	無	11/1	○	-	12/1	12/31	
		174	輸送機械(自)	-	915	938	+23	改正	協約	6/17	8/5	8/5	有	10/29	○	-	無	11/1	○	-	12/1	12/31	
		175	輸送機械(船)	-	957	977	+20	改正	公正	6/17	8/5	8/5	有	10/26	○	-	無	11/1	○	-	12/1	12/31	
		176	各種商品小売	-	878	903	+25	改正	協約	6/17	8/5	8/5	有	10/27	○	-	無	11/1	○	-	12/1	12/31	
		177	自動車小売	-	913	930	+17	改正	公正	6/23	8/5	8/5	有	10/26	○	-	無	11/1	○	-	12/1	12/31	
山 口	857	178	鉄鋼・非鉄金属	-	967	995	+28	改正	協約	7/1	7/26	7/26	有	10/8	○	-	有	-	-	-	11/9	12/15	
		179	電気機械	-	893	921	+28	改正	協約	7/1	7/26	7/26	有	10/13	○	-	有	-	-	-	11/12	12/15	
		180	輸送機械	-	937	965	+28	改正	協約	7/1	7/26	7/26	有	10/11	○	-	有	-	-	-	11/10	12/15	
		181	百貨店	-	859	875	+16	改正	協約	7/1	7/26	7/26	有	10/12	○	-	有	-	-	-	11/11	12/15	
徳 島	824	182	木材	-	875	876	+1	改正	公正	6/2	7/2	8/23	有	10/4	○	-	有	-	-	-	11/18	12/21	
		183	一般機械	-	928	945	+17	改正	公正	6/14	7/2	8/23	有	10/5	○	-	有	-	-	-	11/18	12/21	
		184	電気機械	-	888	911	+23	改正	公正	6/11	7/2	8/23	有	10/19	○	-	有	-	-	-	11/18	12/21	
香 川	848	185	食品	-	821	849	+28	改正	公正	7/6	7/27	8/5	有	10/12	○	-	有	-	-	-	11/11	12/15	
		186	一般機械	-	943	970	+27	改正	公正	7/9	7/27	8/5	有	10/11	○	-	有	-	-	-	11/10	12/15	
		187	電気機械	-	886	913	+27	改正	公正	7/13	7/27	8/5	有	10/14	○	-	有	-	-	-	11/15	12/15	
		188	輸送機械(船)	-	956	980	+24	改正	公正	7/5	7/27	8/5	有	10/12	○	-	有	-	-	-	11/11	12/15	
愛 媛	821	189	製紙	-	924	951	+27	改正	公正	7/1	7/19	8/6	有	10/13	●	-	無	10/26	●	-	11/25	12/25	
		190	一般機械	-	930	957	+27	改正	協約	6/16	7/19	8/6	有	10/19	●	-	無	10/26	●	-	11/25	12/25	
		191	電気機械	-	895	921	+26	改正	協約	6/1	7/19	8/6	有	10/22	○	-	有	-	-	-	11/22	12/25	
		192	輸送機械(船)	-	938	962	+24	改正	公正	6/24	7/19	8/6	有	10/25	○	-	有	-	-	-	11/24	12/25	
		193	各種商品小売	-	810	822	+12	改正	公正	6/16	7/19	8/6	有	10/21	○	-	有	-	-	-	11/19	12/25	
高 知	820	194	電気機械①	-	793	-	-	改正	公正	7/21	8/24	9/29	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		195	一般貨物	-	910	-	-	改正	協約	7/15	8/24	9/29	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
福 岡	870	196	鉄鋼	-	976	980	+4	改正	協約	6/17	7/27	8/17	有	9/29	○	-	有	-	-	-	11/8	12/10	
		197	電気機械	-	927	947	+20	改正	協約	6/29	7/27	8/17	有	10/6	○	-	有	-	-	-	11/8	12/10	
		198	輸送機械	-	944	957	+13	改正	協約	6/30	7/27	8/17	有	10/6	▲	-	無	11/9	○	-	12/8	1/7	
		199	百貨店	-	889	897	+8	改正	協約	6/30	7/27	8/17	有	10/5	※2	-	無	11/9	○	-	12/8	1/7	
		200	自動車(新車)小売	-	941	959	+18	改正	協約	6/30	7/27	8/17	有	10/7	○	-	有	-	-	-	11/8	12/10	
佐 賀	821	201	陶磁器	-	793	822	+29	改正	公正	7/21	8/26	8/26	有	10/8	○	-	有	-	-	-	11/9	12/9	
		202	一般機械	-	870	896	+26	改正	公正	7/21	8/26	8/26	有	10/25	▲	-	無	11/1	▲	-	12/1	12/31	
		203	電気機械	-	839	867	+28	改正	協約	7/9	8/26	8/26	有	10/19	○	-	有	-	-	-	11/18	12/18	
長 崎	821	204	一般機械	-	875	-	-	改正	協約	7/1	8/2	9/3	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		205	電気機械	-	837	864	+27	改正	公正	6/29	8/2	9/3	有	10/18	●	-	無	10/28	●	-	11/29	12/29	
		206	輸送機械(船)	-	875	-	-	改正	協約	7/1	8/2	9/3	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
熊 本	821	207	電気機械	-	836	863	+27	改正	協約	6/28	7/8	8/5	有	10/12	○	-	有	-	-	-	11/15	12/15	
		208	輸送機械	-	888	902	+14	改正	協約	6/28	7/8	8/5	有	10/13	○	-	有	-	-	-	11/15	12/15	
		209	百貨店	-	796	-	-	改正	協約	6/28	7/8	8/5	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大 分	822	210	鉄鋼	-	951	981	+30	改正	協約	7/7	8/2	8/23	有	10/12	○	-	有	-	-	-	11/25	12/25	
		211	非鉄金属	-	911	936	+25	改正	協約	7/8	8/2	8/23	有	10/25	○	-	有	-	-	-	11/25	12/25	
		212	電気機械	-	835	864	+29	改正	公正	7/2	8/2	8/23	有	10/20	○	-	有	-	-	-	11/25	12/25	
		213	輸送機械(自・船)	-	878	894	+16	改正	協約	7/29	8/2	8/23	有	10/19	▲	-	無	10/26	▲	-	11/25	12/25	
		214	各種商品小売	-	716	-	-	改正	公正	7/20	8/2	8/23	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
215	自動車(新車)小売	-	848	872	+24	改正																	

令和3年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別最賃	項番	業種	改定前額	改定前額	改定額	引上げ額	申出	申出種別	申出日	必要性 諮問日	必要性 答申日	必要性 有・無	部会 結審	採決 状況	6条5項 適用	本審 結審	採決 状況	官報 公示日	効力 発生日	
				日額	時間額	時間額	時間額														
宮 崎	821	216	食品	-	678	-	-	改正	公正	7/14	7/27	8/26	無	-	-	-	-	-	-	-	-
		217	電気機械	-	803	831	+28	改正	公正	7/14	7/27	8/26	有	10/25	○	-	有	-	-	11/24	12/24
		218	各種商品小売	-	705	-	-	改正	協約	7/14	7/27	8/26	無	-	-	-	-	-	-	-	-
		219	自動車(新車)小売	-	832	858	+26	改正	協約	7/14	7/27	8/26	有	10/27	○	-	有	-	-	11/26	12/26
鹿 児 島	821	220	電気機械	-	815	842	+27	改正	協約	7/16	7/21	8/24	有	10/18	○	-	有	-	-	11/17	12/17
		221	百貨店	-	693	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		222	自動車(新車)小売	-	847	872	+25	改正	協約	7/13	7/21	8/24	有	10/15	○	-	有	-	-	11/16	12/16
沖 縄	820	223	食品(畜)	-	683	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		224	食品(糖)	-	769	-	-	改正	公正	7/16	7/30	8/6	無	-	-	-	-	-	-	-	-
		225	食品(飲)	-	686	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		226	新聞	-	835	853	+18	改正	公正	7/16	7/30	8/6	有	9/14	○	-	有	-	-	10/13	11/12
		227	各種商品小売	-	770	-	-	改正	公正	7/16	7/30	8/6	無	-	-	-	-	-	-	-	-
		228	自動車(新車)小売	-	770	-	-	改正	公正	7/16	7/30	8/6	無	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 採決状況欄 ○：全会一致、●：使用者側反対(◐：一部反対)、▲：労働者側反対(△：一部反対)、■：使用者側全員退席、▼：労働者側全員退席

※1 長野県精密機械・電気機械最低賃金の採決状況(本審)：公益・使側全員及び労側一部賛成・労側一部棄権

※2 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の採決状況(部会)：公益・使側全員賛成、労側全員棄権

令和4年 2月27日

山形労働局長 殿

特定（産業別）最低賃金の金額改正に関わる意向表明

氏名 J A 県連絡
会 聡
住所 天童 20
電話 026-888-8085

特定（産業別）最低賃金の金額改正について、納富聡は下記のとおり申し出ることを表明します。

記

- 1 特定（産業別）最低賃金改正の件名
山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金
- 2 申出の理由等
山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金においては、同種の基幹労働者について特定（産業別）最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、山形県内における当該製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。
- 3 申出の時期
令和4年7月中旬

以上



令和4年 2月 8日

山形労働局長 殿

特定（産業別）最低賃金の金額改正に関わる意向表明

氏名 電機連合山形地域協議会
議長 柿崎 隆英
住所 山形市木の実町12-3
大手門パルズ4F
電話 023-615-8177

特定（産業別）最低賃金の金額改正について、柿崎隆英は下記のとおり申し出ることを表明します。

記

- 1 特定（産業別）最低賃金改正の件名
山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 2 申出の理由等
山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金においては、同種の基幹労働者について特定（産業別）最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、山形県内における当該製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。
- 3 申出の時期
令和4年7月中旬

以上



令和4年 2月21日

山形労働局長 殿

特定（産業別）最低賃金の金額改正に関わる意向表明

氏名 J 県連絡
会 聡
住所 天 20
電話 0 8085

特定（産業別）最低賃金の金額改正について、納富聡は下記のとおり申し出ることを表明します。

記

1 特定（産業別）最低賃金改正の件名
山形県自動車・同附属品製造業最低賃金

2 申出の理由等

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金においては、同種の基幹労働者について特定（産業別）最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、山形県内における当該製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

3 申出の時期

令和4年7月中旬

以上



令和4年2月15日

山形労働局長 殿

特定（産業別）最低賃金の金額改正に関わる意向表明

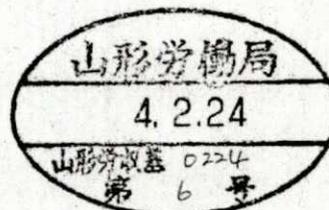
氏名 自動車整備業協会の代表者 佐藤 篤志
住所 宮城県仙台市青葉区日産労連内
電話 022-292-0375

特定（産業別）最低賃金の金額改正について、佐藤篤志は下記のとおり申し出ることを表明します。

記

- 1 特定（産業別）最低賃金改正の件名
山形県自動車整備業最低賃金
- 2 申出の理由等
山形県自動車整備業最低賃金においては、同種の基幹労働者について特定（産業別）最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、山形県内における当該整備業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。
- 3 申出の時期
令和4年7月中旬

以上



特定（産業別）最低賃金適用事業所数及び適用労働者数

(平成28経済センサス)

令和3年12月1日現在

特定（産業別） （日本標準産業分類による）	適用事業所数	労働者数	年齢・業務等 除外者数	適用労働者数
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されない はん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製 造業	69	2,490	142	2,348
E252、E253、E2596、E2621の一部、E2652、E2693 《除くもの（E2532の一部、E2535）》	1	5	-53	58
	70	2,495	89	2,406
E252 ポンプ・圧縮機器製造業				
E253 一般産業用機械・装置製造業	52	1,854		
（除くもの E2532の 一部） （エレベータ・エスカレータ製造業のうち家庭用エレ ベータ製造業）				
（除くもの E2535） （冷凍機・温湿調整装置製造業）	1	5		
E2596 他に分類されないはん用機械・装置製造業	53	1,859		
E2621 建設機械・鉱山機械製造業（建設用クレーン製造業に限 る）	0	0		
	0	0		0
E2652 化学機械・同装置製造業	6	324		
	6	324		
E2693 真空装置・真空機器製造業	10	310		
	10	310		
E250 管理、補助的経済活動を行う事業所 E260 （但し、上記のうち当該特定最低賃金の適用産業の事業 所）	1	2		
	1	2		
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機 械器具製造業	324	20,298	4,082	16,216
E28、E29、E30 《除くもの（E293、E295、E2973の一部、E299）》	5	18	-620	638
	329	20,316	3,462	16,854
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	135	11,499		
	3	9		
	138	11,508		
E291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	114	3,811		
E292 産業用電気機械器具製造業	2	9		
	116	3,820		
E294 電球・電気照明器具製造業	13	496		
	0	0		
	13	496		
E296 電子応用装置製造業	9	311		
	0	0		
	9	311		
E297 電気計測器製造業	8	481		
（除くもの E2973の 一部） （医療用計測器製造業の一部）	0	0		
	8	481		
E290 管理、補助的経済活動を行う事業所 （但し、上記のうち当該特定最低賃金の適用産業の事業 所）	1	11		
	0	0		
	1	11		
E30 情報通信機械器具製造業	44	3,689		
	0	0		
	44	3,689		
自動車・同附属品製造業	106	5,219	309	4,910
E311（E310 管理、補助的経済活動を行う事業所を含む）	1	-67	-48	-19
	107	5,152	261	4,891
自動車整備業	1,014	3,573	337	3,236
R89（R890 管理、補助的経済活動を行う事業所を含む） 【I591の一部、H43の一部、H44の一部を含む】 （※自動車分解整備の業務に従事する者に限る。）	15	11	80	-69
	1,029	3,584	417	3,167
合 計	1,513	31,580	4,870	26,710
	22	-33	-641	608
	1,535	31,547	4,229	27,318

* 特定（産業別）名、産業分類番号・名は、平成20年4月から適用の日本産業分類に基づく表記。

各欄の「上段」の数値・・・前年度の数値
各欄の「中段」の数値・・・増減数
各欄の「下段」の数値・・・本年度の数値

令和4年度 山形地方最低賃金審議会日程(素案)

資料No.5-1

※ ○番号は開催回数

区分	(参考) 令和元年度	(参考) 令和2年度	(参考) 令和3年度	令和4年度		備考
本 審						
会長・会長代理選出等	① 7.8(月)	① 7.2(木)	① 6.23(水)			
地域最賃改正諮問	① 7.8(月)	① 7.2(木)	① 6.23(水)	① 7月上旬	公開	
地域最賃意見聴取	② 8.1(木)	② 7.28(火)	② 7.26(月)	② 7月下旬	非公開	
地域最賃目安伝達	② 8.1(木)	② 7.28(火)	② 7.26(月)	② 7月下旬	公開	中賃目安答申後
地域最賃答申	③ 8.5(月)	③ 8.7(金)	③ 8.6(金)	③ 8月5日～10日	公開	10月上旬発効
地域最賃異議申出審議	④ 8.21(水)	④ 8.25(火)	④ 8.24(火)	④ 8月下旬	公開	答申内容公示後15日経過後
特定最賃必要性諮問	③ 8.5(月)	③ 8.7(金)	③ 8.6(金)	③ 8月5日～10日	公開	
特定最賃必要性審議	③ 8.5(月)	③ 8.7(金)	③ 8.6(金)	③ 必要性諮問後	公開	
	④ 8.21(水)	④ 8.25(火)	④ 8.24(火)	④ 8月下旬	公開	
特定最賃必要性答申	④ 8.21(水)	④ 8.25(火)	④ 8.24(火)	④ 8月下旬	公開	
特定最賃改正諮問	④ 8.21(水)	④ 8.25(火)	④ 8.24(火)	④ 8月下旬	公開	
特定最賃答申	⑤ 10.21(月)	⑤ 10.26(月)	⑤ 10.25(月)	⑤ 10月中旬～下旬	公開	10.26まで答申12.25発効
特定最賃意向表明	⑥ 3.16(月)	⑥ 3.11(木)	⑥ 3.17(木)	⑥ 3月中旬	公開	
地域最賃専門部会						
部会長・部会長代理選出等	① 7.23(火)	① 7.21(火)	① 7.20(火)	① 7月下旬	非公開	
金額審議	② 7.30(火)	② 7.29(水)	② 7.27(火)	② 7月下旬	非公開	第2回本審後の日程で開催
	③ 7.31(水)	③ 7.31(金)	③ 7.28(水)	③ 7月下旬～8月上旬	非公開	
	④ 8.1(木)	④ 8.4(火)	④ 7.30(金)	④ 8月上旬	非公開	
	⑤ 8.2(金)	⑤ 8.6(木)	⑤ 8.2(月)	⑤ 8月上旬	非公開	
	⑥ 8.5(月)	⑥ 8.7(金)	⑥ 8.4(水)	⑥ 8月上旬～8月10日	非公開	
			⑦ 8.6(金)			
特定(産業別)最賃専門部会						
合同専門部会	① 9.26(木)	① 9.24(木)	① 9.28(火)	① 9月下旬	公開	
一般機械	② 9.27(金)	② 9.25(金)	② 9.29(水)	② 合同後 答申日 までの間	非公開	
	③ 10.3(木)	③ 10.12(月)	③ 10.8(金)		非公開	
	④ 10.7(月)	④ 10.21(水)	④ 10.18(月)		非公開	
電気機械	② 10.2(水)	② 10.8(木)	② 9.29(水)	② 合同後 答申日 までの間	非公開	
	③ 10.10(木)	③ 10.19(月)	③ 10.12(火)		非公開	
	④ 10.15(火)	④ 10.22(木)	④ 10.20(水)		非公開	
自動車・同附属品	② 10.4(金)	② 10.2(金)	② 10.6(水)	② 合同後 答申日 までの間	非公開	
	③ 10.16(水)	③ 10.13(火)	③ 10.11(月)		非公開	
	④ 10.18(金)	④ 10.22(木)	④ 10.22(金)		非公開	
自動車整備	② 9.30(月)	② 9.28(月)	② 10.5(火)	② 合同後 答申日 までの間	非公開	
	③ 10.3(木)	③ 10.7(水)	③ 10.11(月)		非公開	
	④ 10.8(火)	④ 10.20(火)	④ 10.19(火)		非公開	

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(土)発効とするためには、8月5日(金)(閉庁日を含めれば8月7日(日))までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(月)		8月16日(火)		8月26日(金)		9月25日(日)
8月2日(火)		8月17日(水)		8月29日(月)		9月28日(水)
8月3日(水)		8月18日(木)		8月30日(火)		9月29日(木)
8月4日(木)		8月19日(金)		8月31日(水)		9月30日(金)
8月5日(金)		8月22日(月)		9月1日(木)		10月1日(土)
8月6日(土)		8月22日(月)		9月1日(木)		10月1日(土)
8月7日(日)		8月22日(月)		9月1日(木)		10月1日(土)
8月8日(月)		8月23日(火)		9月2日(金)		10月2日(日)
8月9日(火)		8月24日(水)		9月5日(月)		10月5日(水)
8月10日(水)		8月25日(木)		9月6日(火)		10月6日(木)
8月11日(木)		8月26日(金)		9月7日(水)		10月7日(金)
8月12日(金)		8月29日(月)		9月8日(木)		10月8日(土)
8月13日(土)		8月29日(月)		9月8日(木)		10月8日(土)
8月14日(日)		8月29日(月)		9月8日(木)		10月8日(土)
8月15日(月)		8月30日(火)		9月9日(金)		10月9日(日)
8月16日(火)		8月31日(水)		9月12日(月)		10月12日(水)
8月17日(水)		9月1日(木)		9月13日(火)		10月13日(木)
8月18日(木)		9月2日(金)		9月14日(水)		10月14日(金)
8月19日(金)		9月5日(月)		9月15日(木)		10月15日(土)
8月20日(土)		9月5日(月)		9月15日(木)		10月15日(土)
8月21日(日)		9月5日(月)		9月15日(木)		10月15日(土)
8月22日(月)		9月6日(火)		9月16日(金)		10月16日(日)
8月23日(火)		9月7日(水)		9月20日(火)		10月20日(木)
8月24日(水)		9月8日(木)		9月21日(水)		10月21日(金)
8月25日(木)		9月9日(金)		9月22日(木)		10月22日(土)
8月26日(金)		9月12日(月)		9月26日(月)		10月26日(水)
8月27日(土)		9月12日(月)		9月26日(月)		10月26日(水)
8月28日(日)		9月12日(月)		9月26日(月)		10月26日(水)
8月29日(月)		9月13日(火)		9月27日(火)		10月27日(木)
8月30日(火)		9月14日(水)		9月28日(水)		10月28日(金)
8月31日(水)		9月15日(木)		9月29日(木)		10月29日(土)
9月1日(木)		9月16日(金)		9月30日(金)		10月30日(日)
9月2日(金)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月3日(土)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月4日(日)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月5日(月)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月6日(火)		9月21日(水)		10月4日(火)		11月3日(木)
9月7日(水)		9月22日(木)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月8日(木)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月25日(日)発効とするためには、10月26日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月26日(月)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月27日(火)		10月12日(水)		10月26日(水)		11月25日(金)
9月28日(水)		10月13日(木)		10月27日(木)		11月26日(土)
9月29日(木)		10月14日(金)		10月28日(金)		11月27日(日)
9月30日(金)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月1日(土)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月2日(日)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月3日(月)		10月18日(火)		11月1日(火)		12月1日(木)
10月4日(火)		10月19日(水)		11月2日(水)		12月2日(金)
10月5日(水)		10月20日(木)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月6日(木)		10月21日(金)		11月7日(月)		12月7日(水)
10月7日(金)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月8日(土)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月9日(日)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月10日(月)		10月25日(火)		11月9日(水)		12月9日(金)
10月11日(火)		10月26日(水)		11月10日(木)		12月10日(土)
10月12日(水)		10月27日(木)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月13日(木)		10月28日(金)		11月14日(月)		12月14日(水)
10月14日(金)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月15日(土)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月16日(日)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月17日(月)		11月1日(火)		11月16日(水)		12月16日(金)
10月18日(火)		11月2日(水)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月19日(水)		11月4日(金)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月20日(木)		11月4日(金)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月21日(金)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月22日(土)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月23日(日)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月24日(月)		11月8日(火)		11月22日(火)		12月22日(木)
10月25日(火)		11月9日(水)		11月24日(木)		12月24日(土)
10月26日(水)		11月10日(木)		11月25日(金)		12月25日(日)
10月27日(木)		11月11日(金)		11月28日(月)		12月28日(水)
10月28日(金)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月29日(土)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月30日(日)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月31日(月)		11月15日(火)		11月30日(水)		12月30日(金)
11月1日(火)		11月16日(水)		12月1日(木)		12月31日(土)
11月2日(水)		11月17日(木)		12月2日(金)		1月1日(日)
11月3日(木)		11月18日(金)		12月5日(月)		1月4日(水)

最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業の実施状況

1. 働き方改革推進支援センター相談件数及び専門家派遣件数

年 度	専門家派遣	相談件数	備 考
平成28年度	182件	604件	(内訳) 労務相談 370件、経営相談 234件
平成29年度	161件	572件	(内訳) 労務相談348件、経営相談224件
平成30年度	221件	109件	(内訳) 非公表
令和元年度	230件	133件	(内訳) 非公表
令和2年度	222件	405件	(内訳) 非公表
令和3年度※	333件	462件	※1月末現在 (内訳) 非公表

(注)平成28年度～29年度は山形県最低賃金総合相談支援センターにおける相談・派遣件数

山形労働局 雇用環境・均等室

2. 業務改善助成金申請数

年 度	申 請 件 数	備 考
平成28年度	18件	全国申請件数 非公表 全国交付決定件数 432件
平成29年度	33件	全国申請件数 非公表 全国交付決定件数 非公表
平成30年度	32件	全国申請件数 非公表 全国交付決定件数 非公表
令和元年度	14件	全国申請件数 非公表 全国交付決定件数 非公表
令和2年度	16件	全国申請件数 非公表 全国交付決定件数 非公表
令和3年度※	68件	※2月末現在 全国申請件数 非公表 全国交付決定件数 非公表

山形労働局 雇用環境・均等室

3. キャリアアップ助成金計画認定件数及び支給決定件数

年 度	計画認定件数	支給決定件数	備 考
平成29年度	377件	417件	
平成30年度	244件	560件	
令和元年度	196件	296件	
令和2年度	173件	326件	
令和3年度※	253件	275件	※2月末現在

山形労働局 職業安定部 職業対策課

報道関係者各位

令和4年2月25日

【照会先】

職業安定局 雇用開発企画課

課長：中村 かおり

課長補佐：楠田 暁夫

(代表) 03-5253-1111(内線 5816)

(直通) 03-3502-1718

職業安定局 雇用保険課

課長：長良 健二

課長補佐：伏木 崇人

(代表) 03-5253-1111(内線 5763)

(直通) 03-3502-6771

令和4年4月以降の雇用調整助成金の特例措置等について

(注) 以下は、事業主の皆様にご覧いただき、政府としての方針を表明したものです。施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定となります。

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置について、令和4年4月～6月の具体的な助成内容は別紙をご参照ください。

令和4年7月以降の取扱いについては、「経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）」に沿って、雇用情勢を見極めながら具体的な助成内容を検討の上、5月末までに改めてお知らせします。

(参考1) 雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

コールセンター 0120-603-999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

(参考2) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

コールセンター 0120-221-276 受付時間 月～金 8:30～20:00/土日祝 8:30～17:15

(参考3) 令和4年3月までの助成内容はこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/r401cohokurei_00001.html

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※1)

	令和4年 3月	令和4年 4～6月
中小企業	原則的な特例措置	4/5(9/10) 9,000円
	地域特例(※2) 業況特例(※3)	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な特例措置	2/3(3/4) 9,000円
	地域特例(※2) 業況特例(※3)	4/5(10/10) 15,000円

- (※1) 原則的な特例措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。
- (※2) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。
※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。
※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。
- (※3) 生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比30%以上減少の全国的事業主。
なお、令和3年12月までに業況の確認を行っている事業主は、令和4年1月1日以降に判定基礎期間の初日を迎えるものについては、その段階で業況を再確認する。また、令和4年4月以降は毎月業況を確認する。

休業支援金等

	令和4年 3月	令和4年 4～6月
中小企業	原則的な措置(※5)	8割 8,265円
	地域特例(※6)	8割 11,000円
大企業(※4)	原則的な措置(※5)	8割 8,265円
	地域特例(※6)	8割 11,000円

- (※4) 大企業はシフト制労働者等のみ対象。
 - (※5) 雇用保険の基本手当の日額上限(8,265円)との均衡を考慮して設定。
 - (※6) 休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※2)。
なお、上限額については月単位での適用とする。
(例: 5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置
→ 5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)
- (注) 政府としての方針であり、施行にあたっては、厚生労働省令等の改正が必要。

山形県の最低賃金

【発効日：令和3年10月2日】

時間額

29円
UP↑

822円

特定(産業別)最低賃金【発効日：令和3年12月25日】

ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	時間額 888円 26円UP
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	時間額 872円 26円UP
自動車・同附属品製造業	時間額 888円 27円UP
自動車整備業 (自動車分解整備の業務に従事する者に限る)	時間額 892円 27円UP



☆最低賃金引上げの環境整備のための支援措置

業務改善助成金 《問合せ先》山形労働局 雇用環境・均等室 (023-624-8228)
キャリアアップ助成金 《問合せ先》山形労働局 職業対策課 (023-626-6101)

【山形働き方改革推進支援センター】《問合せ先》0800-800-3552

社会保険労務士などの専門家が、事業主の方からの労務管理上のお悩みをお聞きし、アドバイスを行います。

【最低賃金・最低工賃に関するお問合せ】

山形労働局労働基準部賃金室 TEL (023) 624-8224・最寄りの労働基準監督署へ!

■山形労働基準監督署 TEL (023) 624-6211
■米沢労働基準監督署 TEL (0238) 23-7120
■村山労働基準監督署 TEL (0237) 55-2815

■庄内労働基準監督署 TEL (0235) 22-0714
■新庄労働基準監督署 TEL (0233) 22-0227

☆特定（産業別）最低賃金の適用範囲について

特定（産業別）最低賃金の件名	適用する使用者の範囲	適用除外労働者 この欄に掲げる労働者は、山形県最低賃金が適用になります。
<p>ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業</p> <p>時間額：888円</p>	<p>ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業(家庭用エレベータ製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。以下同じ。)、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業、真空装置・真空機器製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業又は真空装置・真空機器製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者</p>	<p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者</p>
<p>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</p> <p>時間額：872円</p>	<p>電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(民生用電気機械器具製造業、電池製造業、医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者</p>	<p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 次に掲げる業務に主として従事する者</p> <p>イ 清掃、片付け又は賄いの業務</p> <p>ロ 手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組立、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務</p> <p>ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、塗布、選別又は部品の差し、曲げ若しくは切りの業務</p>
<p>自動車・同附属品製造業</p> <p>時間額：888円</p>	<p>自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者</p>	<p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者</p>
<p>自動車整備業 (自動車分解整備の業務に従事する者に限る。)</p> <p>時間額：892円</p>	<p>自動車整備業(原動機付自転車に係るものを除く。以下同じ。)、純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車整備業に分類されるものに限る。)又は道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条の自動車特定整備事業(道路運送車両法施行規則第3条の分解整備を行うものに限る。)を営む使用者</p>	<p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</p>

【注】次に掲げる賃金は、最低賃金額の計算には含まれません。

(1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当等) (2) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) (3) 時間外割増、休日割増および深夜割増賃金

(4) 精算手当、通勤手当および家族手当

※ 日給(月給)の場合 → 日給(月給)÷1日(1か月)の平均所定労働時間=時間換算額≥最低賃金額(時間額)

☆最低賃金引上げの環境整備のための支援事業

◎業務改善助成金のご案内！

「業務改善助成金」は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。中小企業等で事業規模100人以下の事業場において、生産性向上のための設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)などを行い、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場が対象です。

支給の要件は、①事業場内最低賃金が適用される労働者(雇入れ後3月を経過していること)の賃金を引き上げる計画を作成し、申請後に賃金引上げを行うこと。※引上げ後の賃金額が、事業場内の最低賃金となる必要があります。②計画に沿って生産性向上のための設備・器具などを導入し、その費用を支払うこと。※単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、自動車など、通常の事業活動に伴う経費等は対象外となりますが、生産性向上の効果が認められる場合は、パソコン、スマートフォン、タブレットの他、貨物自動車なども対象となります。(生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合。)

賃金引上げ額及び人数に応じた助成金の上限額(最大600万円)や助成率等の詳しい内容については、担当窓口にお問い合わせください。

【問合せ先】☎023-624-8228 山形労働局 雇用環境・均等室

◎キャリアアップ助成金のご案内！

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

支給要件等の詳しい内容については、担当窓口にお問い合わせください。

【問合せ先】☎023-626-6101 山形労働局 職業対策課、又は、最寄りのハローワーク

◎働き方改革推進支援センター

働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間等の労務管理や賃金制度等の見直し、労働関係助成金の活用などについて社会保険労務士などの専門家が相談に応じます。

【山形働き方改革推進支援センター】☎0800-800-3552(山形市香澄町3-2-1 山交ビル4階)

みんなチエック！
最低賃金。

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ。



山形県 最低賃金

令和3年
10月2日から
[時間額]

822 円

29円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>
最低賃金制度 検索



最低賃金に関するお問い合わせは山形労働局または最寄りの労働基準監督署へ
山形労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/yamagata-roudoukyoku/>



最低賃金制度って何？

働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

^(※1)
確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	<table border="1"><tr><td>時間給</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	時間給	≧	最低賃金額(時間額)	円		円								
時間給	≧	最低賃金額(時間額)													
円		円													
2 日給の場合	<table border="1"><tr><td>日給</td><td>÷</td><td>1日の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									
3 月給の場合	<table border="1"><tr><td>月給</td><td>÷</td><td>1か月の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									
4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合	例えば、基本給が日給で 各手当(職務手当など)が 月給の場合	① 基本給(日給)→ 2 の計算で時間額を出す ② 各手当(月給)→ 3 の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)													

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精算手当、通勤手当および家族手当
(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善 助成金

賃金引上げを支援する助成金を 積極的に利用しましょう。

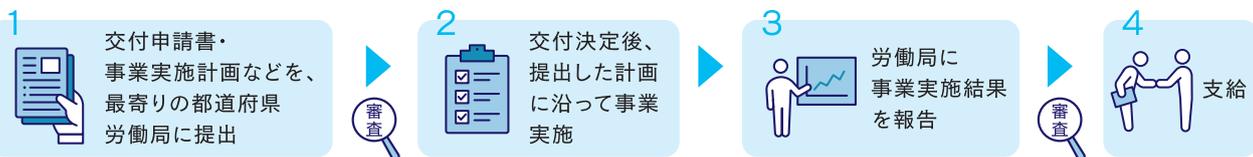
業務改善
助成金の
動画も
あります。

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。 [詳しくは、こちら](#) [業務改善助成金](#) [検索](#)

支給の要件



助成金 支給までの 流れ



専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方
改革推進支援センターにご相談ください。

[詳しくは、こちら](#) [働き方改革推進支援センター](#) [検索](#)

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

[詳しくは、こちら](#) [働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)

リサイクル適性
この印刷物は、27の紙の根へ
リサイクルできます。

「業務改善助成金(通常コース)」のご案内

～令和4年3月末まで申請期限を延長します～

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等

設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!



業務改善助成金

検索



概要

令和4年2月1日以降も申請を受け付けます(3)

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(2)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円	【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(2)	
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(1)	600万円		

- (1) 10人以上の上限額区分は、以下の 又は のいずれかに該当する事業場が対象となります。
賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場
生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者
- (2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。
助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。
- (3) 20円コースは、令和4年1月31日で受付を終了しています。

助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成対象の特例

PC、スマホ、タブレットの他、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。

() 特例事業者のうち、生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限ります。

ご留意頂きたい事項

予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

申請期限は令和4年3月31日までです。

お問い合わせ先

「業務改善助成金コールセンター」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号：03-6388-6155（受付時間 平日8:30～17:15）

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
最寄りの都道府県労働局に提出

申請先は、各労働局雇用環境・均等部（室）

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

労働局に
事業実施結果
を報告

審査

支給

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や
運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



【参考1：令和4年度の業務改善助成金(通常コース)のご案内(予定)】

令和4年度においても、「令和4年2月1日からのコース」を、引き続き実施する予定です。

() ただし、令和4年度予算の成立が前提のため、今後変更される可能性がありますのでご注意ください。

【参考2：業務改善助成金特例コースのご案内】

特例コースの概要

申請期限：令和4年3月31日まで

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し（Bの経費）、その費用の一部を助成するものです。

助成額・助成率

助成率： 3 / 4

助成上限額：

引上げ 人数	1人	2～ 3人	4～ 6人	7人 以上
上限額	30万円	50万円	70万円	100万円

助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など (PC、スマホ、タブレットの新規購入、物自動車なども対象)
B 関連する経費	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

「業務改善助成金特例コース」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で、特に業況が厳しい 中小企業事業者を支援する助成金がありました

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。

申請期限：令和4年3月31日まで

賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までには遡って追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われます。

ここがポイント

業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上等に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画において計上された経費（＝関連する経費）についても助成対象として拡充されます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月間の平均値」が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者

令和3年7月16日から同年12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること（引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限りま。）

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

就業規則等により、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること

就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。

生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと

生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払うことが必要です。

助成額・助成率

助成額	助成率
最大100万円	3 / 4 対象経費の合計額×補助率3 / 4

助成対象

以下Aのほか、業務改善計画に計上されたBも助成の対象となります。

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象
B 関連する経費	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

「関連する経費」は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

特例コースの活用

ご利用の流れ

「交付申請書・事業実施計画など」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出
（締切は令和4年3月31日（木））¹

審査

交付決定後、提出した計画に沿って取り組みを実施²

労働局に事業実施結果を報告

審査

交付額確定後、労働局に支払請求を提出

支給

- 1 申請期限を延長する場合は、別途お知らせします。また、予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 2 交付決定前に行った設備投資等は助成対象となりません。

助成額の上限

上限額	引き上げ労働者数	1人	30万円
		2人～3人	50万円
		4人～6人	70万円
		7人以上	100万円

助成金の要綱・要領や、申請書の記載例を掲載している「申請様式」等は、こちらからダウンロードできます。



【参考】

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

特例コースの活用例（「関連する経費」の助成対象の拡充）

生産性や労働能率の向上を図るための特例コースの活用例を紹介します。

	デリバリーサービスを拡大	サテライトオフィスを設置
A 生産性向上等に役立つ設備投資等	飲食店でデリバリーサービスを拡大するに当たり、機動的に配送できるデリバリー用3輪バイクを導入	サテライトオフィスを設置し、リモートワークの環境を整備するため、テレワーク関連機器を新たに導入
+ B 関連する経費	これまでの店舗内飲食だけでなく、さらにデリバリー・サービスを拡大したことを幅広く周知するために、広告宣伝（広告宣伝費）を実施	テレワーク関連機器の導入に合わせて、コピー機、プリンター、事務机・椅子等も導入し、サテライトオフィスの業務環境を整備
成果	配達の効率化とサービス内容の幅広い周知により、多くの顧客を獲得し、生産性が向上	オフィス内の業務環境全体を整備することにより、テレワークの機能性アップや業務効率化が図られ、生産性が向上

お問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター

電話番号：03（6388）6155（受付時間 平日8:30～17:15）

ご不明な点やご質問等について、お気軽にお問い合わせください。

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です。